

議案第102号

財産の処分について

次の財産を譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 処分する財産の表示
施設名 勝山市ジオターミナル
所在地 勝山市村岡町寺尾第51号11番地
構造 鉄骨造平屋建
延べ床面積 428.50㎡
- 2 譲渡の相手方 福井県勝山市元町1丁目18番19号
勝山市観光まちづくり株式会社
代表取締役 宮塚 和彦
- 3 処分予定価格 無償譲渡

令和5年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山市ジオターミナルを観光地域づくり法人に譲渡するため、この案を提出する。